

厚岸町規則第31号

厚岸町工業等振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町工業等振興条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町工業等振興条例施行規則（平成5年厚岸町規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式別紙8中「電気・ガス業」を「農林水産物等販売業」に改め、同様式別紙中13を14とし、12を13とし、同様式別紙11中「電気・ガス業」を「農林水産物等販売業」に改め、同様式別紙中11を12とし、10を11とし、同様式別紙9中「電気・ガス業」を「農林水産物等販売業」に改め、同様式別紙中9を10とし、その前に次のように加える。

9 販売計画等（農林水産物等販売業の事業のみ記載）

区 分	1 年 次	2 年 次	3 年 次
販 売 品 名			
販 売 数 量			
販売品名の町内産 調達率			

主な販売先			
-------	--	--	--

- (注) 1 販売品名の町内産調達率にあつては、販売品名のうち町内産品の割合を記入すること(原料、材料を製造、加工、調理したものを含む)。
- 2 表に書き切れない場合は、別紙をつけて提出すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に受理しているこの規則の改正前の様式による申請書等は、この規則による改正後の様式の申請書とみなす。